第十七条の十六中「又は特例業務届出者」を「、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者」に改め、同条の表第五十条第一項第三号の項中「又は」を「若しくは」に改め、同表第六十三条第六項及び第六十三条の四第三項の項の次に次のように加える。

第六十三条の九第五項及び第六十三条の十二第三項	主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所	国内における主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所若しくは事務所

第十九条の三の三第二号ハ中「第四十四条第十四項及び第十五項」を「第四十四条第十五項及び第十六項」に改める。

第三十六条の三中「法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十八条第十一項を同条第十二項とし、同条第四項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第百九十四条の七第二項第二号の三に規定する政令で定める規定は、法第三十五条の三（法第六十三条の八第一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条（同条第二号にあつては、法第六十三条の八第一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の六、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百七十一条まで及び第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四までの規定とする。

第三十八条の二第二項中「第六十六条の二十二」を「第六十三条の十四（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二」に改める。

第四十二条第一項中「又は特例業務届出者の」を「、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者の」に改め、同項第十二号中「の規定」を「及び第六十三条の九第一項の規定」に改め、同条第二項中「及び特例業務届出者」を「、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者」に、「若しくは特例業務届出者」を「、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者」に改め、同項ただし書中「第三項までの」を「第三項まで及び第六十三条の十三第一項から第三項までの」に、「同条第六項」を「法第六十三条の五第六項及び第六十三条の十三第六項」に、「同条第四項」を「法第六十三条の五第四項及び第六十三条の十三第四項」に、「同条第五項」を「法第六十三条の五第五項及び第六十三条の十三第五項」に改め、同項第四号中「並びに第六十三条の三第一項」を「、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第七項及び第十項（これらの規定を法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第六十三条の十一第一項」に改め、同項第七号中「第五十六条の三及び」を「第五十六条の三、」に、「の」を「及び第六十三条の九第九項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の」に改め、同項第九号中「並びに」を「、」に、「の」を「並びに第六十三条の十二第二項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の」に改め、同項第十号中「第二項並びに」を「第二項、」に、「の」を「並びに第六十三条の十三第一項から第三項まで（これらの規定を法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の」に改め、同項第十一号中「及び」を「、」に、「の」を「及び第六十三条の十三第六項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の」に改め、同項第十二号中「並びに」を「、」に、「の」を「並びに第六十三条の十三第四項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の」に、「第二号の二」を「第二号の三」に改め、同項第十四号中「及び」を「、」に、「の」を「及び第六十三条の十三第四項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の」に改め、同項第十五号中「及び」を「、」に、「の」を「及び第六十三条の十三第五項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の」に改め、同項第十九号中「第六十三条第五項」の下に「及び法第六十三条の九第四項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二十三号中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同項第二十四号中「並びに第十七条の十三の四ただし書」を「、第十七条の十三の八ただし書並びに第十七条の十三の九ただし書」に改め、同条第三項中「若しくは特例業務届出者」を「、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者」に改め、同条第四項中「若しくは特例業務届出者」を「、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者」に、「第二十一項」を「第二十二項」に改める。

第四十三条の四第三項中「第四十四条第十四項」を「第四十四条第十五項」に改める。

第四十四条第一項中「特例業務届出者」の下に「、海外投資家等特例業務届出者」を加え、同項第二号中「第六十六条の二十二」を「第六十三条の十四（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二」に改め、同条第五項中「特例業務届出者」の下に「、海外投資家等特例業務届出者」を、「特例業務支店等」の下に「、海外投資家等特例業務届出者」を加え、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第十一項から第二十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　第二項に規定する「海外投資家等特例業務支店等」とは、海外投資家等特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所その他の施設、当該海外投資家等特例業務届出者と取引をする者又は当該海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

附則第三項の前に見出しとして「（移行期間特例業務に関する特例）」を付し、同項から附則第五項までを次のように改める。

3　法附則第三条の三第一項第四号（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用人は、移行期間特例業務（同条第五項に規定する移行期間特例業務をいい、同条第七項において準用する場合にあつては同項に規定する行為に係る業務。以下この項において同じ。）の届出を行おうとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　移行期間特例業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

二　移行期間特例業務に関し、運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

4　法附則第三条の三第三項第一号ロに規定する政令で定める期間は、三年とする。

5　法附則第三条の三第三項第一号ロに規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が外国（同号イに規定する外国をいう。）の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから経過した期間を同条第一項に規定する外国投資運用業者が当該外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから経過した期間とみなして当該外国投資運用業者の当該期間を算定した場合に、その期間が三年以上である場合とする。

一　当該外国投資運用業者に合併された者

二　分割により当該外国投資運用業者に投資運用業の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を承継させた者

三　当該外国投資運用業者に投資運用業の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を譲渡した者

四　前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

附則第六項を附則第十四項とし、附則第五項の次に次の八項を加える。

6　法附則第三条の三第三項第一号ヘに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない有価証券に係る議決権を含む。）を行使することができない株式に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。）とする。

一　株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二　有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券が前号に掲げる有価証券であるもの

三　前二号に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定める有価証券